

平成 28 年有害物ばく露作業報告対象物質の選定について（案）

報告対象期間：平成 28 年 1～12 月
報告提出期間：平成 29 年 1～3 月

1 有害物ばく露作業報告について

(1) 目的

厚生労働省労働基準局においては、平成 18 年度より、職場で使用される化学物質のリスク評価を行い、労働安全衛生法の特別規則（特定化学物質障害予防規則）等による規制の対象への追加の要否を判定しているところである。

リスク評価に当たっては、既存の有害性情報を整理するとともに、職場における労働者の化学物質へのばく露の状況を調査し、両者を比較することにより、労働者の健康障害に係るリスクを判断している。

このうち、労働者のばく露状況の調査のためには、対象とする化学物質の製造・取扱の状況を網羅的に把握する必要があることから、労働安全衛生法第 100 条及び労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定により、対象化学物質を年間 500 kg 以上製造・取扱を行う事業場は、対象化学物質の用途、労働者が行う作業の種類、製造・取扱量、対象化学物質の物理的性状、温度等を報告しなければならないこととしている。

(2) 対象化学物質の選定と有害物ばく露作業報告のスケジュール

リスク評価の対象とし有害物ばく露作業報告を求める化学物質は、報告の対象期間（1～12 月）の前年に告示を行い、翌年の 1～3 月が報告の提出期間となる。

今回選定する物質は、本年中に告示し、平成 28 年の 1～12 月が報告の対象期間、平成 29 年の 1～3 月が報告の提出期間となる。

(3) 有害物ばく露作業報告提出後のスケジュール

有害物ばく露作業報告で提出された情報をもとに、コントロール・バンディング手法等を用いて、労働者のばく露が大きい可能性がある事業場を抽出し、初期リスク評価のために労働者のばく露濃度の測定等を行う。

この結果、高いばく露がみられる事業場があった場合には、その調査結果等をもとに、高いばく露の可能性のある用途や作業の特定等を行って詳細リスク評価のための調査を行う。

今回選定する物質は、平成 29 年度以降に初期リスク評価のための調査を行う。

(4) その他

有害物ばく露作業報告は、労働安全衛生法に基づき事業者に提出の義務を課すものであるため、同法第 57 条の 2 及び労働安全衛生規則第 24 条の 15 の規定に基づき交付が義務づけられている文書（SDS）によって、事業者が譲渡・提供を受ける際に名称を

知ることができる物質を対象としている。

2 リスク評価対象物質選定の経緯

(1) 平成20年度までの選定物質

リスク評価は重篤な健康障害を引き起こすおそれのある化学物質を対象としているが、平成20年度までは、発がん性に着目し、IARCの発がん性評価で1～2Bの区分となっている物質等を選定した。

平成18年度まで	IARCの評価が「1」又は「2A」のもの
平成19年度	IARCの評価が「2A」又はEUの評価が「2」のもの
平成20年度	IARCの評価が「2B」であって、ACGIHのTLV又は日本産業衛生学会の許容濃度が勧告されているもの

これらの物質は、大部分がリスク評価を終了している（合計79物質のうち、78物質がリスク評価終了又は有害物ばく露作業報告の提出なし。）

(2) 平成21～23年の選定物質

この期間は、発がん性に限らず重篤な健康障害のおそれのある化学物質を対象として選定している。着目した有害性の種類ごとの選定物質数は以下のとおり。

発がん性	6物質（1,2-ジクロロプロパン（がん原性指針対象物質）等）
生殖毒性	18物質（フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）等）
神経毒性	32物質（2-アミノエタノール等）
その他	2物質（メレプス（4,1-フェニル）ジイソシアネート（呼吸器感作性等）等）

注：複数の種類の有害性から選定した物質があるので、上記の物質数の合計と全体の物質数は異なる。

これらのうち、平成21年選定物質は、平成23年度から初期リスク評価のためのばく露実態調査を開始し、現在までに11物質（クメン及びグルタルアルデヒドを含む。）がリスク評価を終了している。平成22年度選定物質は、平成24年度から初期リスク評価のためのばく露実態調査を開始し、現在までに1物質がリスク評価を終了している。

調査の打ち切りや再告示物質を除く合計49物質のうち、残り37物質を今後リスク評価する必要がある。

(3) 平成24年の選定物質

次の通り発がん性に着目した選定及びナノマテリアルを選定した。

- ①有機溶剤中毒予防規則の対象物質のうち、発がん性のおそれのある11物質
- ②上記①以外でがん原性指針を公表している3物質

- ③発がんのおそれのある芳香族アミン 1 物質
- ④ナノマテリアル 1 物質
- ⑤再告示物質 1 物質

(4) 平成 25 年の選定物質

次の通り発がん性または生殖毒性・神経毒性に着目した選定を行った。

- ① IARC において発がん性評価で、「1」、「2A」又は「2B」となっている 13 物質
 - ・有機則の対象物質のうち、発がん性のおそれのある 1 物質
 - ・上記以外の 12 物質
- ②国が実施した発がん性試験の結果において発がん性が示唆される 1 物質
- ③生殖毒性または神経毒性で GHS 区分が 1 の 12 物質

(5) 平成 26 年の選定物質

次の通り発がん性または生殖毒性・神経毒性に着目した選定を行った。

- ① 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、発がん性があるか、又はあることが示唆される物質
 - ・ IARC において、発がん性評価が 1、2A 又は 2B となっているもの 2 物質
 - ・発がん性評価ワーキンググループの検討において、候補物質とされたもの 2 物質
- ② 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、生殖毒性又は神経毒性があるか、又はあることが示唆される物質
 - ・生殖毒性 2 物質
 - ・神経毒性 10 物質
- ③ 海外における知見、パブリックコメント等を踏まえた選定物質 1 物質
- ④ 過去に有害物ばく露作業報告を実施したもので、報告がなかったもの 3 物質

3 平成 27 年の検討物質（平成 28 年有害物ばく露作業報告対象物質）について（案）

- (1) 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、発がん性があるか、又はあることが示唆される物質

ア WHO/IARC において、発がん性評価が 1、2A 又は 2B となっているもの（名称のあとの括弧内の英数表示は IARC の評価及び公表予定のモノグラフ番号）

- 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸（2, 4-D）（2B, 113）
- ダイアジノン（2A, 112）
- グリホサート（2A, 112）
- マラチオン（2A, 112）
- 炭化ケイ素（ウイスキー（2A）、繊維（2B）、111）
- 複層カーボンナノチューブ（MWCNT-7 は 2B、左以外は 3, 111）

イ 発がん性評価ワーキンググループの検討において、既存の文献等から IARC 2B 以上相当と判断されたもの

- *o*-クロロニトロベンゼン
 - アンモニウム = *N*-ニトロソフェニルヒドロキシルアミン
 - 2, 4, 6-トリクロロフェノール
- (2) 国が実施した吸入ばく露試験、国に届け出られた有害性調査の結果において、発がん性があるか、又はあることが示唆される化学物質
- 複層カーボンナノチューブ（既出）
 - メタクリル酸 = 2, 3-エポキシプロピル
- (3) 国際機関又は政府の有害性にかかる分類・情報において、生殖毒性又は神経毒性があるか、又はあることが示唆される化学物質（生殖毒性・神経毒性で GHS 区分が 1 のもの）の中から生産数量等を考慮して選定（神経毒性）
- アセトンシアノヒドリン
 - 1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン
 - 2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール
 - エチリデンノルボルネン
 - 2-（ジエチルアミノ）エタノール
 - ヒドロキノン
- (4) パブリックコメントにより提案された物質
- 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸（2, 4-D）（既出）
 - ダイアジノン（既出）
 - グリホサート（既出）
 - マラチオン（既出）
- (5) 過去に有害物ばく露作業報告を実施したもので、報告がなかったもの（再告示物質）
- 4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン → 27 年報告で無報告
 - テトラナトリウム = 3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート]（別名：C I ダイレクトブルー 15） → 27 年報告で無報告
 - 硫酸ジイソプロピル → 27 年報告で無報告

●：検討対象 19 物質（再告示 3 物質を含む）